

「学生の集い」運営規程

(名称)

第1条 公共選択学会は、学会員によって運営される「学生の集い」に対し、公共選択学会の名前を付すことと、最優秀賞として加藤賞の名前を使用することを認める。

(目的)

第2条 「学生の集い」は、学部生の研究を奨励するとともに、公共選択論の学問的發展に寄与するものとする。

2. 加藤賞は、公共選択の研究に多大な貢献をした加藤寛氏を顕彰して設置される。

(選考対象)

第3条 加藤賞は、当該年度の「学生の集い」実行委員会が開催する「学生の集い」において、学部3年生に在籍している学生の研究グループが行った報告のうち最優秀なもの1件に与えられる。

2. 加藤賞選考委員会は、これ以外に学部生の研究を奨励するために、3年生優秀賞、2年生最優秀賞等の賞を設置することができる。

(選考方法)

第4条 加藤賞受賞者の選考は、会長が推薦し、理事会が承認した加藤賞選考委員長の下に作られる、加藤賞選考委員会が定めた方法で行う。

2. 加藤賞選考委員長は、加藤賞を含む選考結果を、当該年度の12月末までに会長に報告する。

(表彰)

第5条 加藤賞を始め、各賞の表彰は実行委員会の協力の下、加藤賞選考委員長によって行われる。

2. 会長は、加藤賞他の選考結果について公共選択学会ホームページなどで公表する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

附則1. 本規程は、2011年7月2日より施行される。

附則2. 本規程は、2011年度の「学生の集い」における表彰から適用される。

附則3. 本規程は、2020年5月1日より適用される。

附則4. 「「学生の集い」優秀賞選考規定」は廃止され、「「学生の集い」運営規程」として2023年3月5日より施行される。